

(2) 宇宙活動に関する国際行動規範草案 2013年9月16日の理事会承認

序文

本規範の参加国は、

- 現在および将来世代のため宇宙空間の継続した平和および持続可能な利用を保護し、ならびに国際的な協力、協調、開放性および透明性の精神を尊重し、
- 平和的目的での宇宙空間の探査および利用の活動が、すべての国の社会的、経済的、科学および技術的な発展、地球規模の問題、すなわち環境の保全、災害管理および国家安全保障の強化などの問題の管理、ならびに国際平和および安全保障の維持において、重要な役割を果たすことを考慮し、
- 宇宙活動国および非宇宙活動国双方のすべての国が、これらの活動に関連する国際協力の促進および強化に積極的に貢献し、
- 宇宙空間の平和利用を促進するための関連する現行国際文書に可能な限り遵守する必要性を認識し、
- 加えて、関連する地上・宇宙セグメント、サポートリンクを含め宇宙活動は国家の安全保障ならびに国際平和および安全保障の維持に必要不可欠であることを認識し、
- 政府および非政府団体による宇宙空間の利用の増加を踏まえ、宇宙空間における透明性および信頼醸成措置の発展に関する重要性の高まりを想起し、
- スペースデブリは宇宙空間の持続可能な利用に影響を及ぼすこと、宇宙活動に危険をもたらすこと、および関連する宇宙能力の効果的な発展や利用を制限することを考慮し、
- 宇宙活動の安全、安全保障および持続可能性を強化することを目的とした多数国間行動規範が、宇宙空間に適用されることで国際法にとって有益な補完となり得ることを確信し、
- 既存の宇宙活動主体が、万人の利益のために、他の参加国にとって役立つよう利用される、宇宙活動の安全、安全保障および持続可能性を強化するための一般的慣行に関しての知識を得ていたことを考慮し、
- 宇宙活動におけるいかなる紛争も平和的手段で解決するという約束を再確認し、
- 宇宙空間の安全および安全保障に向けた包括的な取り組みの必要性を認識し、
- 国際連合憲章への責任を再確認し、
- 他の適切な国際的フォーラム、すなわち国連宇宙空間平和利用委員会およびジュネーヴ軍縮会議など、における現在進行中、ならびに将来の作業を損なうことなく、
- 以下の宇宙活動に関する国際行動規範（以下、「規範」という）に参加する。

第1章 目的、範囲及び基本原則

第1節 目的及び範囲

1. 1. 本規範の目的は、宇宙活動の安全、安全保障および持続可能性を強化することである。
1. 2. 本規範は、政府間国際組織の枠組内での活動も含め、参加国単独により、または他国との共同で行われる、または参加国の管轄下にある非政府団体によって、地球軌道またはそれ以上の高度に打上げられた、すべての宇宙物体に関連する宇宙活動に対応する。
1. 3. 本規範は、対立を避けることならびに国内・地域・地球規模における安全保障および持続性を発展させることの双方に役立ち、相互理解および信頼を作ることを目的として、透明性および信頼醸成措置のレジームを形成しており、宇宙活動を規制する現行の規範的枠組みを補完する。
1. 4. 本規範への署名は自発的に行われるものであり、すべての国に開かれている。本規範は法的拘束力を有しない。

第2節 一般原則

参加国は下記の原則に従うことを決意する、すなわち

- 宇宙物体の安全保障、安全および保全を十分に尊重し、ならびに、宇宙活動の長期間の持続可能性に関連する、特に、宇宙活動の安全な実施を含む、国際的に承認された慣行、運用手続き、技術的基準および政策に合致した、平和的目的のための宇宙空間へのアクセス、宇宙空間の探査および利用が干渉を受けない、国際法および国際義務に従った、すべての国の自由、
- あらゆる国の領土保全・政治的独立に対する武力による威嚇もしくは武力の行使、または国際連合憲章の目的に矛盾するあらゆる手段を差し控える国の責任、および国際連合憲章によって認められた国の個別的または集団的自衛の固有の権利、
- 宇宙活動における有害な干渉を防ぐため、あらゆる適切な措置をとり、信義誠実にもとづいて協力する国の責任、ならびに
- 科学的、民生的、商業的および軍事的活動において人類の恩恵および利益のために、宇宙空間の平和的目的のための探査および利用を促進し、宇宙空間が紛争の場となることを防ぐためにあらゆる適切な措置をとる国の責任。

第3節 宇宙活動に関する条約、協定及び他の約束の遵守と促進

3. 1. 参加国は、国際連合憲章ならびに、国が当事国、または参加国である宇宙活動に関連する既存の条約、原則およびガイドラインへの責任を再確認する。参加国は、以下のような文書の普遍的な採択、履行および完全なる遵守を促進するための努力への支援を改めて表明する。

(a) 以下のものを含む、宇宙活動に関連する既存の国際法の文書

- 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（1967年）、
- 宇宙飛行士の救助、送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定（1968年）、
- 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約（1972年）、

- 宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約（1975年）、
 - 改正された国際電気通信連合憲章・条約、およびその無線通信規則、
 - 大気圏内、宇宙空間および水中における核兵器実験を禁止する条約（1963年）および包括的核実験禁止条約（1996年）
- (b) 以下のものを含む、宣言、原則、勧告及びガイドライン
- 国連総会によって採択された宇宙空間の平和利用における国際協力決議 1721号（1961年12月）
 - 国連総会決議 1962号（XVIII）（1963年）において採択された宇宙空間の探査および利用における国家活動を律する法原則に関する宣言、
 - 国連総会決議 47/68号（1992年）によって採択された宇宙空間における原子力電源の使用に関する原則、
 - 国連総会決議 51/122号（1996年）において採択された開発途上国の必要を特に考慮する、すべての国の利益のための宇宙空間の探査および利用における国際的な協力に関する宣言、
 - 国連総会決議 59/91号（2004年）、60/62号（2005年）、63/64号（2008年）、65/73号（2010年）および67/42号（2012年）により支持された、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範（2002年）
 - 国連総会決議 62/101号（2007年）において支持された国および政府間国際組織の宇宙物体の登録における実行向上勧告、
 - 国連総会決議 62/217号（2007年）において支持された国連宇宙空間平和利用委員会スペースデブリ低減ガイドライン。
3. 2. 参加国は、宇宙運用の安全および安全保障、ならびに宇宙活動の長期的持続可能性を促進するため、適切な国際フォーラム内で、宇宙運用へのガイドラインの発展を促進させることを決意する。

第2章 宇宙活動の安全、安全保障及び持続可能性

第4節 宇宙運用及びスペースデブリ低減に関する措置

4. 1. 参加国は、宇宙空間での事故、宇宙物体同士の衝突または他の国の宇宙空間における平和的探査および利用に対するあらゆる有害な干渉のリスクを最小限にとどめるための国内政策および手続きを制定し、履行することを決意する。
4. 2. 参加国は、宇宙活動を行う際、以下のことを決意する。
- 以下のものにより正当化されない限り、宇宙物体が、直接的または間接的に、損害または破壊につながる行動を差し控えること。
 - － 安全上の緊急の判断、特に人の生命もしくは健康が危険にさらされている場合、または
 - － 個別的もしくは集団的自衛の固有の権利を含む、国際連合憲章、または
 - － スペースデブリの発生を低減させるため
- および、このような例外的行為が必要とされる場合、実行可能な最大限度まで、スペースデブリの発生を最小限にとどめるための方法で行うこと。
- 衝突のリスクを最小限にとどめるための適切な措置、例えば国の間でとられている技術的措置、事前通報および協議、をとること。
 - 無線周波数帯の分配および軌道位置の割当について、および有害な無線周波妨害に対処する、国際電気通信連合規則の遵守および履行の向上。

4. 3. スペースデブリの発生を最小限にとどめ、宇宙空間におけるその影響を低減させるため、参加国は実行可能な最大限度まで、長期に軌道を周回するスペースデブリを発生させる恐れのある、宇宙物体の打上げ時および軌道上での寿命を全うするまでの期間を含む、定常の宇宙運用を行う上でのあらゆる活動を制限することを約束する。
4. 4. このような目的のため、国連総会決議62/217号（2007年）に支持された国連宇宙空間平和利用委員会スペースデブリ低減ガイドラインを履行するための国内手続きに従い、適切な政策および手続、またはその他の効果的な措置を採択および履行することを決意する。

第3章 協力制度

第5節 宇宙活動の通知

5. 1. 参加国は、協力および相互支援の原則に導かれ、時宜にかなない、実行可能な最大限度まで、影響する可能性のあるすべての参加国に対し、以下のことを含む、本規範の目的に関連する宇宙活動に関係するあらゆる事象の実施について通報することを決意する。

- 他の参加国の宇宙物体の飛行の安全性にリスクを及ぼしうる運用の予定、
- 自然な軌道運動に起因する、宇宙物体間または宇宙物体およびスペースデブリ間において、明らかに軌道上において衝突するリスクを及ぼすと予測された接近
- 宇宙物体の打上げの事前通報、
- 軌道上に無視できない程度のデブリを発生させる衝突、軌道上破砕、および他の宇宙物体の破壊が起こった場合、
- 予想される高いリスクを伴う再突入、すなわち再突入する宇宙物体または再突入する宇宙物体から生じた残余物質が、多大な損害をもたらす潜在的危険性または放射能汚染を生じさせる可能性がある場合、
- 高いリスクを伴う再突入、または宇宙物体同士の衝突の可能性を著しく増大させる結果をもたらす宇宙物体の機能不全、または制御不能の場合。

5. 2. 参加国は、上記に記載された宇宙活動に関連するあらゆる事象についての通報を、以下の手段を通じて影響を受ける可能性があるすべての参加国に提供することを決意する。

- 第9節にもとづき設置される中央連絡国を通じて、または
- 外交ルートを通じて、または、
- 参加国により相互に決定されるその他のあらゆる方式

中央連絡国に通報する際、参加国は、影響を受ける可能性の国について、該当する国がある場合は特定すべきである。

中央連絡国は、すべての参加国へ時宜にかなった通報の配信を確保すべきである。

第6節 宇宙活動に関する情報

6. 1. 参加国は、1年ごと、ならびに共有が可能な時、および適切な時に、以下の項目について、他の参加国に情報を共有することを決意する。

- 宇宙空間における現行のおよび計画されている活動の安全、安全保障および持続可能性にすべての側面において影響を与える可能性のある、安全保障に関するものを含む自国の宇宙政策および戦略、

- 自国の主要な宇宙研究および宇宙応用計画
 - 事故、衝突またはその他の有害な干渉、およびスペースデブリの発生する可能性を防ぎ、最小限にとどめる国家宇宙政策・手続、ならびに
 - 宇宙活動に関する法的および政策的規制文書への普遍的な採択および遵守を促進するための取組み。
6. 2. 参加国は、自国の宇宙状況認識 (SSA)を用いて収集した、特に宇宙機に危険を及ぼしうる自然現象を含む、宇宙環境状況および宇宙天気予報を、他の参加国の関連する政府団体および非政府団体へ、時宜にかなった情報提供することを考慮しうる。
6. 3. 参加国、特に関連する宇宙能力および宇宙空間の探査および利用のための計画を持つ国で、当該行為を行う立場にある国は、開発途上国の恩恵および利益に特別な考慮を払いながら、宇宙活動における国際協力を促進および育成に貢献するよう奨励される。各参加国は、当該国の正当な権利および利益、例えば適切な技術保障協定、多国間約束、および関連する基準や慣行に関して、衡平かつ相互に受け入れ可能な範囲において国際宇宙協力への参加を自由に決定できる。
6. 4. 参加国は、不拡散の責任を含む、国内および国際法ならびに義務に従い、他の参加国が宇宙空間の探査および利用に関する自国の計画、政策および手続を習熟するために以下のことを含む活動を、実現・実行可能な最大限度まで、自発的に企画することに努める。
- 国の宇宙活動に関する過程および手続への国際的理解を向上させるための習熟目的での視察
 - 宇宙射場、管制センターおよび他の宇宙インフラ施設への専門家による視察
 - 宇宙物体の打上げの見学
 - 現行の多数国間約束および輸出管理規則に合致したロケットおよび他の宇宙関連技術の実演
 - 宇宙活動に関する情報を明確化するための対話、ならびに
 - 宇宙空間の探査および利用に関するテーマのワークショップおよび会議

第7節 協議体制

7. 1. 1967年の宇宙条約第IX条および国際電気通信連合憲章および無線通信規則の関連条項に定める現行協議体制を侵害することなく、参加国は以下の協議体制を履行することを決意する。
- 他の単独/複数の参加国が実施した宇宙活動により、直接的に影響を受けうる単独/複数の参加国は、これらの活動が本規範に反し、または反するかもしれないと信ずる理由がある場合、参加国の宇宙活動に対して人/財産の損害もしくは有害な干渉の潜在的なリスクを防ぎもしくは最小限にとどめるためにとるべき対策に関する受諾可能な解決策を得ることを目的として、協議を要請することができる。
 - 協議過程に携わる参加国は、以下を決意する。
 - － 外交ルートまたは、その他相互に決定する手段を通じて協議するおよび、
 - － 協議の発端となった特定されたリスクを低減または取り除くため、十分に迅速な時間枠において合同で協力する。
 - 自国の宇宙活動が、特定されたリスクの影響を直接的に受ける可能性があると思ふに足る理由がある単独/複数の参加国は、仮に要請するならば、協議を要請した単独/複数の参加国および要請を受けた単独/複数の参加国の同意のもと、協議に参加しうる。
 - 協議に参加する参加国は、国際法に合致した、相互に受け入れ可能な解決策を追求することを目的とする。

7. 2. 加えて、参加国は、自発的、および状況に応じて、宇宙物体に影響を与える特定の事件を分析するため、ならびにその評価を促すための、信頼に足り、客観的な情報を収集する独立した臨時の事実調査を行うことを提案することができる。このような事実調査は、参加国の会合により決定され、各地域を代表する専門家集団により行われ、事件に関与する参加国により支持された事実調査は、適用可能な法および規則に従い、参加国により自発的に提出された情報を使用すべきである。調査結果および勧告は勧告的性質となりえ、事件に関与する参加国の合意のもと、他の参加国と共有することができる。

第4章 組織的側面

第8節 参加国の会合

8. 1. 参加国は、本規範を定義、再検討、および発展させ、効果的な履行を確保するために毎年定期会議を開くことを決定する。参加国のコンセンサスにより、会議にて、または中央連絡国を通じて連絡され決定された場合、追加的に会議を開くことができる。

会合の議題に以下を含むことができる。

- 規範の履行についての検討
- 規範の改正、および
- 宇宙技術の発展および応用の進展のためのものを含む必要な追加的対策の議論
- 規範の枠組みにおける通報および他の情報の交換に関する手続きの確立

8. 2. 会議の決定は、実質問題、手続問題ともに、出席する参加国のコンセンサスにもとづいて行われる。

8. 3. 参加国は、各定期会議の開始時にコンセンサスによって、当該会議から次回の定期会合開始時までの期間の議長を選出する。

8. 4. 参加国の会議の成果は、適切な方法で国連総会、国連宇宙空間平和利用委員会およびジュネーブ軍縮会議を含む関連する国際フォーラムに知らせる。

第9節 中央連絡国

9. 1. 初回の参加国の会議において、参加国により指名された中央連絡国は、以下を行う。

- 規範に国が参加するという通報を受けること、および連絡すること、
- すべての参加国に対して、規範にもとづく交換された情報を連絡する機能を果たすこと、
- 参加国の会議の事務局として機能を果たすこと、
- 電子データベースおよび通信システムを管理すること、
- 第6節4で言及された普及活動の準備および実施に関する組織的な機能を、関与する参加国により要請された場合、および要請された範囲において、行使すること、ならびに、
- 参加国の会合によって決定されたその他の任務。

9. 2. 参加国は、以下に使用される電子データベースおよび通信システムを作成することを決意する。

- 本規範に従って提出された通報および情報の収集と普及、ならびに
- 協議要請を手配するための制度の運用。

9. 3. 電子データベースの発展および維持に関する資金調達については、初回の参加国の会議において決定される。

電子データベースは、もっぱら参加国の利益のために使用される。

第 10 節 地域的統合機関および政府間国際機関の参加

本規範において、参加国の照会は以下の機関の規範への署名により適用されることを目的とする。

- 加盟国の権限を侵害しない範囲において、本規範で扱う問題に関して権限を有するあらゆる地域的統合機関。
- 第 8 節 2 および第 8 節 3 を例外として、過半数の加盟国が本規範の参加国である宇宙活動を行うあらゆる政府間国際機関。